

## IV 勤務時間その他の勤務条件の状況

### 1 勤務時間の状況

#### (1) 通常の勤務時間

職員の通常の勤務時間は、次のとおりです。

(R6.4.1 現在)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間
午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	午後 0 時～午後 1 時	7 時間 4 5 分

- (注) 1 勤務の性質上、特別の勤務時間の割振りをしている場合等は、この限りではない。  
2 県立学校等では、各校の事情に応じて、それぞれ勤務時間が定められている。  
3 育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員について、公務の運営に支障がない場合には、休憩時間を午後 0 時～午後 0 時 4 5 分とし、勤務時間の終了時刻を 15 分繰り上げていることを認めている。(病院局、警察本部を除く。以下、(2) 及び (3) において同じ。)

#### (2) 早出遅出勤務

育児又は介護を行う職員で、一定の要件を満たす場合は、早出又は遅出勤務を利用することができますが、その勤務時間は、次のとおりです。

**【早出勤務】** 午前 7 時 3 0 分～午後 4 時 1 5 分  
午前 7 時 4 5 分～午後 4 時 3 0 分  
午前 8 時～午後 4 時 4 5 分  
午前 8 時 1 5 分～午後 5 時

**【遅出勤務】** 午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 3 0 分  
午前 9 時～午後 5 時 4 5 分  
午前 9 時 1 5 分～午後 6 時  
午前 9 時 3 0 分～午後 6 時 1 5 分  
午前 9 時 4 5 分～午後 6 時 3 0 分  
午前 1 0 時 0 0 分～午後 6 時 4 5 分

(休憩時間は、(1) の場合と同様です。)

また、令和5年度における利用状況は、次のとおりです。

(R5.4.1～R6.3.31)

区分	利用者 実人数	左の内訳		備考
		早出勤務	遅出勤務	
育児を行う職員 (未就学児)	40人	19人	21人	早出：男10人、女9人 遅出：男11人、女10人
育児を行う職員 (就学児(学童保育))	7人	2人	5人	早出：男0人、女2人 遅出：男2人、女3人
介護を行う職員	7人	3人	4人	早出：男2人、女1人 遅出：男0人、女4人

### (3) 時差出勤

(1) 及び (2) の勤務時間のほか、次のとおり時差出勤を実施しています。

#### 【知事部局等、教育庁等】

(R6.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
B0勤務	午前7時30分から午後4時15分まで	
B1勤務	午前7時45分から午後4時30分まで	
B2勤務	午前8時00分から午後4時45分まで	
B3勤務	午前8時15分から午後5時00分まで	
C1勤務	午前8時45分から午後5時30分まで	
C2勤務	午前9時00分から午後5時45分まで	
C3勤務	午前9時15分から午後6時00分まで	
C4勤務	午前9時30分から午後6時15分まで	
C5勤務	午前9時45分から午後6時30分まで	
C6勤務	午前10時00分から午後6時45分まで	

<実施目的>

職員の仕事と生活の調和の推進

【病院局】

(R6.4.1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間
基本勤務	午前8時15分から午後4時45分まで	午後0時15分から午後1時まで
早出A勤務	午前7時15分から午後3時45分まで	
早出B勤務	午前7時45分から午後4時15分まで	
遅出A勤務	午前8時45分から午後5時15分まで	
遅出B勤務	午前9時15分から午後5時45分まで	
遅出C勤務	午前9時30分から午後6時まで	午後0時30分から 午後1時15分まで
遅出D勤務	午前10時15分から午後6時45分まで	午後0時15分から午後1時まで

<実施目的>

各種会議等の開催等業務への対応及び職員の仕事と生活の調和の推進

**【警察本部】**

(R6. 4. 1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間
基本勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
早出A勤務	午前7時00分から午後3時45分まで	
早出B勤務	午前7時30分から午後4時15分まで	
早出C勤務	午前8時00分から午後4時45分まで	
遅出A勤務	午前9時00分から午後5時45分まで	
遅出B勤務	午前9時30分から午後6時15分まで	
遅出C勤務	午前10時00分から午後6時45分まで	

<実施目的>

職員の仕事と生活の調和の推進

令和5年度における利用状況は、次のとおりです。

**【時差出勤】**

(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

実施機関	期間	B勤務の利用者 実人数	C勤務の利用者 実人数	計
知事部局等	通年	629人	214人	843人
教育庁等	通年	151人	44人	195人

(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

実施機関	期間	早出A・B勤務 の利用者実人数	遅出A～D勤務 の利用者実人数	計
病院局	通年	13人	25人	38人

(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

実施機関	期間	早出A～C勤務 の利用者実人数	遅出A～C勤務 の利用者実人数	計
警察本部	通年	460人	296人	756人

## 2 休暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間がありますが、それらの令和5年中（介護休暇及び介護時間については、令和5年度中）の取得状況については、次のとおりです。

### (1) 年次休暇の取得状況

(R5. 1. 1～R5. 12. 31)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
646,432.2 日	244,927.0 日	16,864 人	14.5 日	37.9%

- (注) 1 対象職員には、派遣職員、暫定（定年前）再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、期間中に育児休業又は休職をした職員、調査対象期間の中途に採用された職員は含まない。  
2 半日は0.5日とし、時間数は7時間45分を1日に換算して計上している。

### (2) 病気休暇の取得状況

(R5. 1. 1～R5. 12. 31)

取得者実人数	取得実績（延べ）	
	日数	時間数
5,674 人	60,336.0 日	18,083 時間

- (注) 1 対象職員には、派遣職員及び暫定（定年前）再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員は含まない。（以下、特別休暇、介護休暇、介護時間及び育児休業等において同じ。）  
2 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日として計上している。

(3) 特別休暇の取得状況

(R5. 1. 1～R5. 12. 31)

種類 (R6. 4. 1 現在)	付与日数 (概要)	取得者 実人数 (人)	取得実績 (延べ)	
			日 数 (日)	時間数 (時間)
選挙等休暇	必要と認められる期間	2	0.5	1
証人等休暇	必要と認められる期間	5	10.0	5
骨髄移植等休暇	必要と認められる期間	4	1.5	9
ボランティア休暇	7日	3	5.0	30
結婚休暇	連続7日	223	1,228.0	10
不妊治療休暇	5日(体外受精又は顕微授精に係る通院等は10日)	50	102.5	505
妊婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間 (適宜の休息又は補食)	3	-	102
妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間 (1日1時間以内)	9	-	208
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	154	367.0	854
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	226	7,901.0	0
産後休暇	8週間	222	8,618.0	0
育児休暇	1日2回、各60分以内	71	-	5,233
生理休暇	必要な期間	149	405.5	280
配偶者出産休暇	3日	261	617.5	258
育児参加休暇	5日	201	678.5	333
子の看護休暇	5日(2人以上は10日)	3,433	9,981.5	26,998
短期介護休暇	5日(2人以上は10日)	501	1,190.0	3,148
服忌休暇	1日～連続10日	2,263	6,354.5	579
祭日休暇	1日	268	276.5	64
夏季休暇	5日	17,679	70,016.5	235
現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間	2	3.0	6
出勤困難休暇	必要と認められる期間	2,237	6300.0	1,548
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	103	1.0	198

(注) 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日とし、30分は1時間として計上している。

(4) 介護休暇の取得状況

(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

	介護休暇 取得者数 (人)	要介護者数 (人)							
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	10	4	6	0	0	0	0	0	0
女性職員	15	1	9	5	0	0	0	0	0
計	25	5	15	5	0	0	0	0	0

【承認期間別】

	介護休暇承認期間別 (人)							
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え	
男性職員	10	2	3	0	1	1	3	
女性職員	15	4	5	2	2	0	2	
計	25	6	8	2	3	1	5	

(注) 介護休暇取得者数については、令和5年度中に介護休暇を取得開始した職員数を計上しており、前年度から引き続き取得中の職員は含まない。

(5) 介護時間の取得状況

(R5. 4. 1～R6. 3. 31)

	介護時間 取得者数 (人)	要介護者数 (人)							
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【承認期間別】

	介護時間承認期間別 (人)							
	計	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月 以下	1年6月 超え 2年以下	2年超え 2年6月 以下	2年6月 超え	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	

### 3 育児休業等の取得状況

#### (1) 育児休業の取得状況

育児休業の令和5年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業取得者数 (人)	
	令和5年度新規取得者	再度取得した者
男性職員	164	14
女性職員	236	1
計	400	15

(注) 再度取得した者とは、①条例で定める特別の事情により育児休業を再度取得した者又は②子の誕生日以後57日間以内に育児休業を取得後、再び育児休業を取得した者をいう。

#### 【承認期間別】

	育児休業承認期間別 (令和5年度新規取得者) (人)						計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	159	5	0	0	0	0	164
女性職員	8	83	72	38	10	25	236
計	172	88	72	38	10	25	400

また、令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数（前年度に取得可能となった職員を除く。）と、育児休業取得率は次のとおりです。

	令和5年度中に新たに育児休業が 取得可能となった職員 (人)	育児休業取得率
男性職員	314	52.2%
女性職員	236	100.0%
計	550	72.7%

(男性職員) 当該年度中に子が生まれた者

(女性職員) 当該年度中に育児休業を取得できる状態となった者（産後休暇中の者を除く。）

(育児休業取得率) 令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員数の割合



## (2) 部分休業の取得状況

部分休業の令和5年度中の取得状況は、次のとおりです。

	部分休業取得者数 (人)	
	令和5年度新規取得者	
男性職員	2	
女性職員	46	
計	48	

### 【承認期間別】

	部分休業承認期間別 (令和4年度新規取得者) (人)						計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	2	0	0	0	0	0	2
女性職員	40	4	1	0	1	1	46
計	42	4	1	0	1	1	48

## (3) 育児短時間勤務の取得状況

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分の短時間勤務を可能とするものですが、令和5年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児短時間勤務取得者数 (人)	
	令和5年度新規取得者	
男性職員	0	
女性職員	4	
計	4	

### 【承認期間別】

	育児短時間勤務承認期間別 (令和5年度新規取得者) (人)				計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	1	2	4
計	1	0	1	2	4

## 【勤務形態別】

	勤務形態別（令和5年度新規取得者）（人）				計
	1日3時間55分 (週19時間35分)	1日4時間55分 (週24時間35分)	週3日 (週23時間15分)	週2日半 (週19時間25分)	
男性職員	0	1	0	0	0
女性職員	1	1	1	1	4
計	0	4	4	1	4

### 4 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学等における修学のため、2年以内、1週間の勤務時間の2分の1以内の休業を可能とするものですが、令和5年度中の取得状況は、次のとおりです。

	取得者数（人）	
	令和5年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	0	0
女性職員	1	0
計	1	0

### 5 高齢者部分休業の取得状況

高齢者部分休業は、定年退職日前5年以内の日から定年退職日までの期間における1週間の勤務時間の2分の1以内の休業を可能とするものですが、令和5年度中の取得状況は、次のとおりです。

	取得者数（人）	
	令和5年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	0	0
女性職員	0	1
計	0	1

### 6 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、大学等課程の履修については2年以内、国際貢献活動については3年以内の休業を可能とするものですが、令和5年度中の取得状況は、次のとおりです。

	自己啓発等休業取得者数 (人)			
	令和5年度新規取得者		前年度から取得中の者	
	大学等課程の履修	国際貢献活動	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	0	0	1	0
女性職員	0	0	0	0
計	0	0	1	0

## 7 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、3年以内の休業を可能とするものですが、令和5年度中の取得者はありませんでした。